

食品接触材料管理制度推進に向けた説明会 次 第

(2019.7.1 & 2)

食品接触材料管理制度推進に向けた
準備委員会事務局

お知らせ

- 本説明会に使用した発表資料は適宜編集され終了後参加者にメール送信されます。
- 本説明会には報道機関の取材が行われ、また録画録音されています。
- 本会場の内部及びその周辺は禁煙エリアとされています。また会場に持ち込まれた飲料ボトルなどは各自持ち帰り願います。

— 皆様のご協力をお願いします —

次 第

日時:

- ①2019年7月1日(月) 14:00～16:00 (183名)
- ②2019年7月2日(火) 10:00～12:00 (139名)
- ③2019年7月2日(火) 14:00～16:00 (184名)

場所:

印刷けんぽ (7F) 大会議室(東京都中央区新川1-5-13)

内容:

あいさつ (三菱ケミカル(株)化学品管理部長 内田康一)

次 第

法制度の説明（厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課）

－7月1日（月）14:00～16:00 課長 吉田易範

－7月2日（火）10:00～12:00 課長補佐 大田光恵

－7月2日（火）14:00～16:00 課長 吉田易範

準備委員会活動報告（食品接触材料管理制度推進に向けた準備委員会）

－準備委員会事務局 石動正和

－総務WG 三菱ケミカル(株)化学品管理部長 内田康一

－技術WG 住友化学(株)レスポンスブルケア部

化学品管理担当部長 中村洋介

－標準化WG 三井化学(株)RC・品質保証部化学品安全センター

安全性評価GL 長友昭憲

Q & A

食品接触材料管理制度推進に向けた説明会 準備委員会活動報告

(2019.7.1&2)

食品接触材料管理制度推進に向けた
準備委員会事務局

内容

- ポジティブリストとネガティブリスト
- 技術検討会の主な資料
- 国のリスト(案)と協議会自主規格のリスト
- 食品接触材料管理制度推進に向けた準備委員会
- 運営主体の中長期計画(案)

ポジティブリスト(PL)とネガティブリスト(NL)

PL制度	NL制度
<p>米国、欧州28ヶ国、欧州経済領域 (EEA) (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェイ)、スイス、トルコ、イスラエル(但し欧米規制をリファー)、インド、中国、ASEAN の2ヶ国(インドネシア、ヴェトナム)、湾岸協力会議 (GCC) 加盟6ヶ国、南米共同市場 (MERCOSUR) 加盟5ヶ国、FSANZ(オーストラリア、ニュージーランド、但し欧米規制をリファー)など</p>	<p>カナダ、ロシア、日本、韓国、台湾、ASEAN の8ヶ国など</p>

国のPL様式案

ポジティブリストの形式(案)

(1) 基ポリマー

基ポリマーの構成成分の98wt%超が下記に記載されているポリマーであること。

● AA樹脂

No	使用可能ポリマー		CAS No	使用可能食品				使用可能最高温度 I. ~70°C II. ~100°C III. 101°C~	区分	備考
	和名	英名		酸性	油性及び脂肪性	酒類	その他			
1	AAのホモポリマー	AA polymer	0000-00-0	○	○	○	○	III	1	
2	AA及びBBの共重合体	AA polymer with BB	1111-11-1	○	—	○	○	III	2	

● BB樹脂

No	使用可能ポリマー		CAS No	使用可能食品				使用可能最高温度 I. ~70°C II. ~100°C III. 101°C~	区分	備考
	和名	英名		酸性	油性及び脂肪性	酒類	その他			
1	BBのホモポリマー	BB polymer	2222-22-2	○	○	○	○	III	3	
2	BB及びZZの共重合体	BB polymer with ZZ	3333-33-3	—	○	○	○	II	3	

● 基ポリマーに対して微量で重合可能なモノマー

No	使用可能モノマー		CAS No	備考
	和名	英名		
1	XX	XX	5555-55-5	
2	YY	YY	6666-66-6	

※ 微量モノマーに関しては、必要に応じて、使用可能なポリマーの限定やこれまでのリスク管理方法(いわゆるネガティブリスト規制)等を実施。

(2) 添加剤・塗布剤等

No	物質名		CAS No	区分別使用制限							備考
	和名	英名		1	2	3	4	5	6	7	
1	aaa	aaa	9999-99-9	1.0	1.0	—	—	1.5	1.0	—	
2	bbb	bbb	8888-88-8	—	5.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	

国のPL様式案（合成樹脂のGr化）

ポジティブリストの規定方法

概要

基ポリマーをその特性（物理化学的性質）や使用実態を踏まえて、樹脂を複数の区分に分類し、区分に応じて添加剤の添加量等を定める。

目的

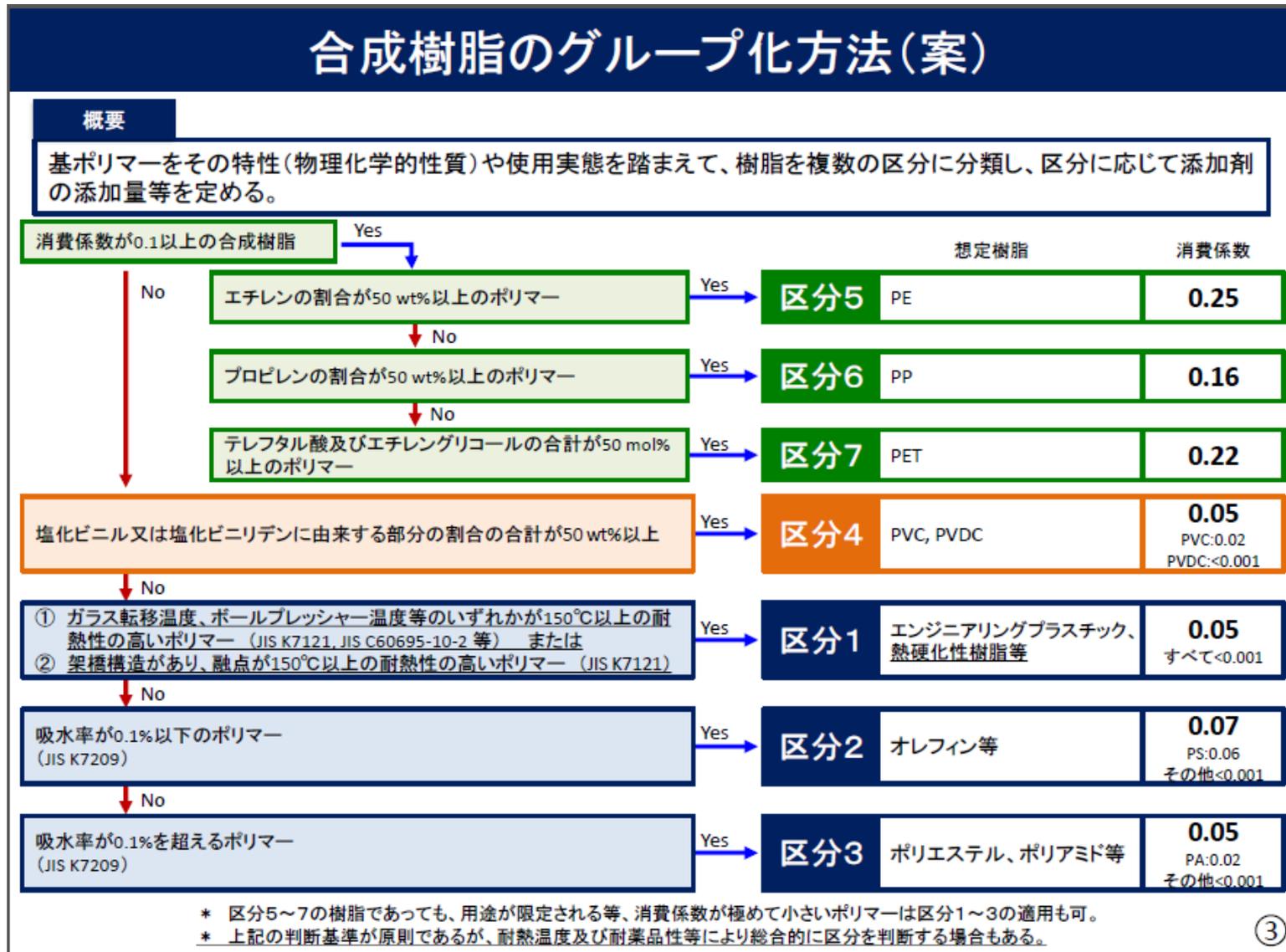
- 添加剤の移行を管理し、その使用の自由度を確保する。
- 樹脂と添加剤の組み合わせを明示化しないことで、知的財産権を保護する。
- 告示を簡素化することで、簡便化を図る。

基ポリマーのグループ化の考え方

消費係数	樹脂の特性	
	耐油性	耐水性
小	極めて強い	極めて強い
	弱い	強い
	強い	弱い
大	—	—

注)区分の数については、特性や使用実態等を踏まえて変更の可能性あり。

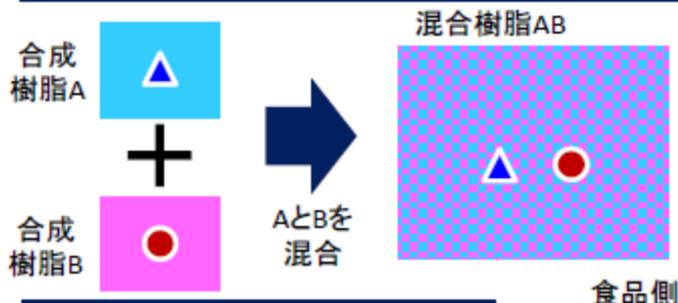
国のPL様式案(合成樹脂のGr化)



合成樹脂の混合について(混合規則) ①

概要

- ポジティブリスト(PL)に適合している樹脂を複数混合した場合、混合樹脂はPL適合として取り扱う
- ただし、混合前の各樹脂の制限(使用可能食品、使用可能温度、添加剤の添加量等)は混合樹脂にも引き継がれて適用される。



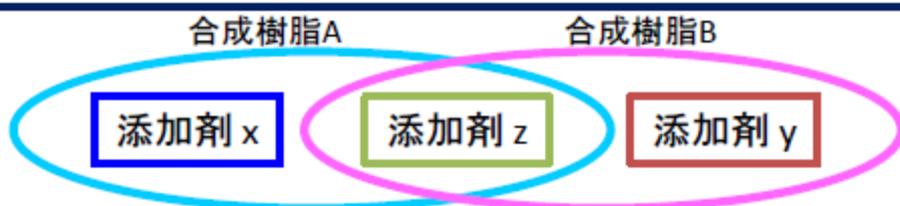
管理方法

	基ポリマー	添加剤 ▲	添加剤 ●
合成樹脂A	PL収載が必要 (食品接触層とみなす)	AまたはBのどちらかの区分においてPL収載が必要	AまたはBのどちらかの区分においてPL収載が必要
合成樹脂B	PL収載が必要 (食品接触層とみなす)		

添加量の上限値の考え方

合成樹脂Aは添加剤 x, z が使用可能
 " Bは " y, z が使用可能

→混合樹脂ABは添加剤 x, y, z すべて使用可能
 ただし、最大添加量は混合する前の樹脂を基準



	合成樹脂A	合成樹脂B
樹脂重量	2 kg	1 kg
最大添加量	添加剤 x (上限: 10 wt%)	0g (PL未収載)
	添加剤 y (PL未収載)	50g (上限: 5 wt%)
	添加剤 z (上限: 20 wt%)	100g (上限: 10 wt%)

→
AとBを
混合

混合樹脂AB	備考
3 kg	
200g (上限: 6.7 wt%)	300g(3kgの10 wt%) ではない
50g (上限: 1.7 wt%)	150g(3kgの5 wt%) ではない
500g (上限: 17 wt%)	

合成樹脂の混合について(混合規則) ②

概要

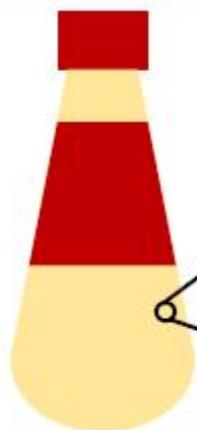
- ポジティブリストに適合している樹脂を複数混合した場合、混合前の各樹脂の制限(使用可能食品、使用可能最高温度等)は混合樹脂にも引き継がれ、混合前の各樹脂の厳しい条件を適用することが原則。
- 一方、制限が緩いポリマーに制限が厳しいポリマーを少量混合した樹脂において、緩い制限の条件で使用可能な場合がある。
例) 使用可能最高温度が温度帯Ⅲのポリマーに温度帯Ⅰのポリマーを少量混合した樹脂を、温度帯Ⅲで使用する
- このような混合樹脂の取扱いについて、基ポリマーの規格の備考欄に、混合規則の原則以外の条件となる場合を明記して、管理することとする。

記載例

No	使用可能ポリマー		CAS No	使用可能食品				使用可能最高温度 Ⅰ. ~70°C Ⅱ. ~100°C Ⅲ. 101°C~	区分	備考
	和名	英名		酸性	油性及び脂肪性	酒類	その他			
1	AA・BB共重合体	AA polymer with BB	1111-11-1	○	—	○	○	Ⅱ	2	●●と混合する場合は、混合する樹脂の使用制限を適用可能

※ 混合先の樹脂の制限を適用できる場合を明記する場合は、その内容に応じた溶出・安全性の確認が必要。

器具・容器包装の構造例



(外側)

樹脂A

樹脂B(接着)

樹脂C

樹脂D(接着)

樹脂E

(食品側)



(外側)

樹脂F(印刷)

紙

樹脂G

アルミ箔

樹脂H

(食品側)



(外側)

樹脂I(印刷)

金属

樹脂J(コーティング)

(食品側)

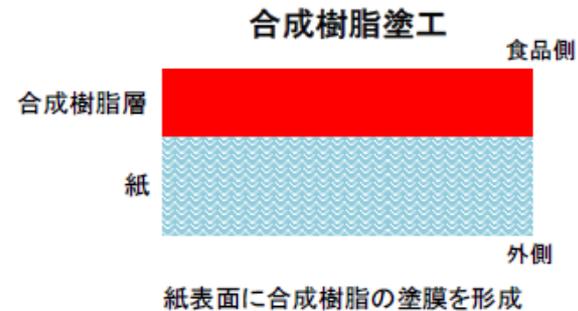
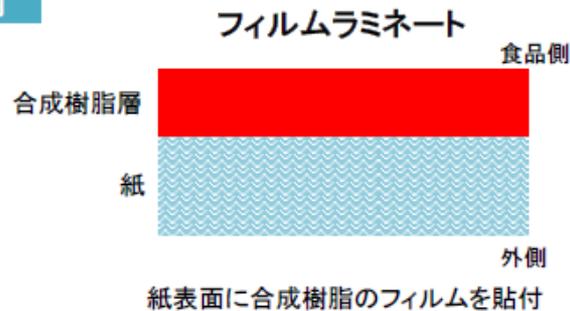
紙に使用される合成樹脂等について(案)

概要

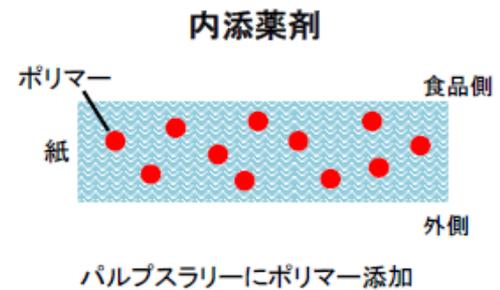
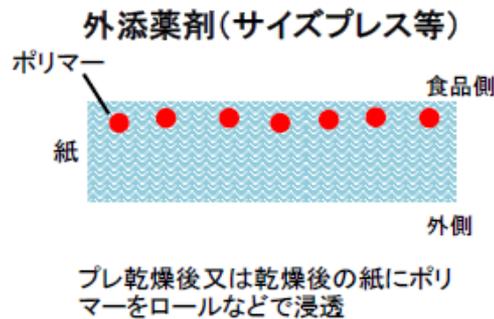
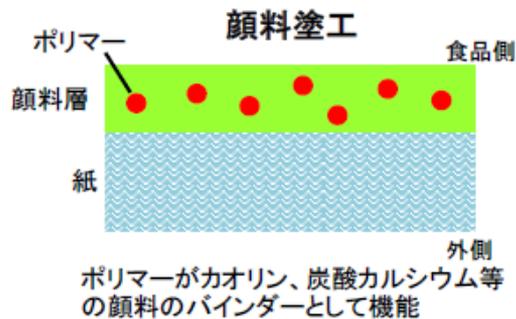
紙に使用される合成樹脂等のうち、食品接触面に合成樹脂の層が形成されている場合は合成樹脂のポジティブリスト制度の対象とする。

合成樹脂のポジティブリスト制度の対象範囲

対象範囲内

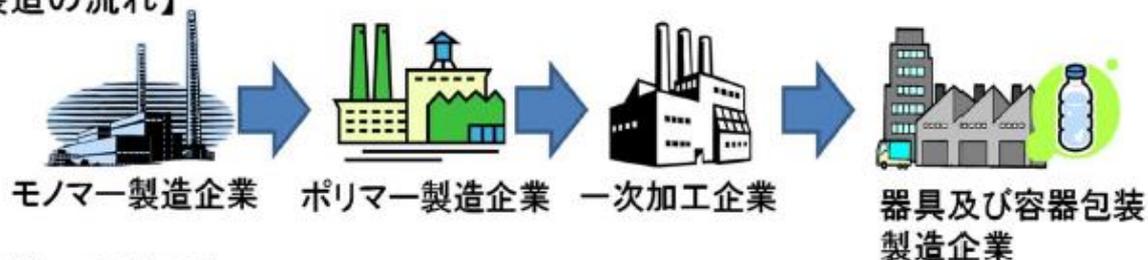


対象範囲外 ⇒ 将来的な紙のポジティブリストで管理



器具・容器包装の製造の流れと情報伝達

【製造の流れ】



【製造工程管理】



- ・器具・容器包装の製造事業者が、原材料の適合性を確認するためには、企業秘密にも配慮しつつ、各事業者において使用した原材料や化学物質の情報(名称、配合量・溶出量、使用条件等)が事業者間で適切に伝達される必要がある。
- ・同様に、ユーザーである食品事業者に対しても、器具・容器包装の適合性や使用条件をあらかじめ把握するなど資材として管理し、適切に食品を製造するために必要な情報が提供される仕組みが必要。

国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

○ 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際統合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全が担保されたもののみ使用できることとする。

現行

○ 原則使用を認めた上で、使用を制限する物質を定める。海外で使用が禁止されている物質であっても、規格基準を定めない限り、直ちに規制はできない。

改正案(ポジティブリスト制度)

○ 原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみ使用できる。
※合成樹脂が対象

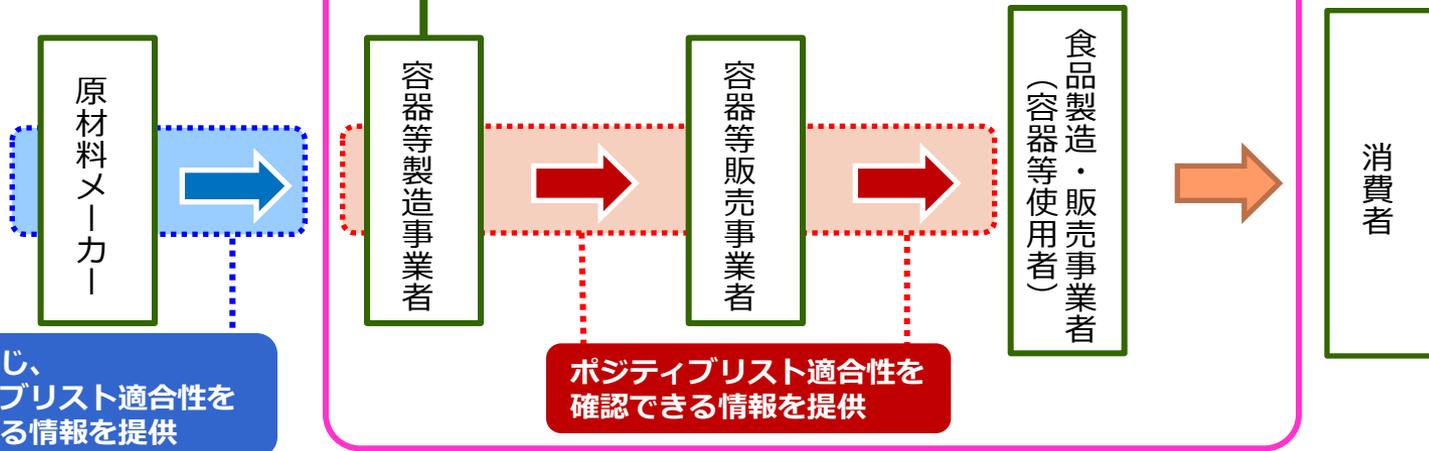
(参考)全体像

ポジティブリスト制度による国のリスク管理

- ・監視指導（事業者の把握、指導）
- ・輸入監視

製造管理規範（GMP）による製造管理の制度化

- * 原材料の確認
- * 製品の規格基準への適合情報の提供
- * 製造の記録の保存等
- ※ポジティブリスト対象外の容器等製造者事業は一般衛生管理を適用



器具・容器包装のポジティブリスト(告示)の収載について

事業者及び団体を通じて物質を把握
ポジティブリスト(告示)案 作成作業

2019年5～6月

告示(ポジティブリスト)案 器具・容器包装部会、食品衛生分科会審議

2019年夏

告示(ポジティブリスト)案 パブリックコメント、WTO通報

2019年8月頃

食品安全委員会へ評価依頼

追加収載が必要な物質を把握
ポジティブリスト(告示) 最終化作業

必要に応じて

ポジティブリスト(告示)案 器具・容器包装部会、食品衛生分科会審議

2019年12月

ポジティブリスト(告示)公示

2020年6月(公布から2年以内)

ポジティブリスト制度開始(改正法施行)

国のリスト(案)と自主規格のリストの差異

国のリスト(案)	衛生協議会自主規格のリスト
FDAやEUで認められた食品接触物質は再評価を経てリストに掲載できる。	FDAやEU(いくつかの加盟国)で認められた食品接触物質は再評価することなくリストに掲載できる。
食添は溶出試験など再評価を経てリストに掲載できる。	食添は再評価することなくリストに掲載できる。
施行時、合成樹脂58種を対象する。	合成樹脂32種を対象とする。
材質を7つにGr化し、7つのリストで管理する。	材質ごと32のリストで管理する。
意図的に使用される2w/w%未満のコモノマーは当該コポリマーの中で扱わない	意図的に使用される全てのコモノマーを当該コポリマーの中で扱う。
上記コモノマーリストを新設する。	—
全ての樹脂に食品分類を規定する(添加剤に原則規定せず)。	樹脂、添加剤に適宜食品分類を規定する。
全ての樹脂に使用可能な温度範囲を規定する(添加剤に原則規定せず)。	樹脂、添加剤に適宜使用可能な温度範囲を規定する。

国のリスト(案)と自主規格のリストの差異

国のリスト(案)	衛生協議会自主規格のリスト
ポリマーブレンドにおいていわゆる Mixture Doctrine を採用。	ポリマーブレンドについて その主成分とする材質の範囲 に含める。
樹脂、添加剤に原則 品質規格なし 。	樹脂、添加剤に 品質規格あり 。
リサイクル材料、抗菌剤は原則対象とする 。	リサイクル材料、抗菌剤は原則対象と しない 。
合成樹脂からなる コーティング剤、接着剤などを対象とする 。	—
熱可塑性エラストマーを対象とする 。	—
合成樹脂と紙、金属などからなる 複合材料において、合成樹脂が食品接触層をなすとき対象とする 。	—
食品非接触層は食品接触層と異なる扱いとする 。例えば適切なファンクショナルバリアーなどで加工されているとき、非接触層にリストにない物質も使用できる。	食品非接触層は食品接触層と同じ扱いとする

官民連携推進の会から運営主体設立までの流れ

時期	関連する組織
2018年12月27日～2019年5月31日	官民連携推進の会（任意の発起人）
2019年5月31日～2020年6月	準備委員会、WG （事務局（一財）化学研究評価機構企画開発部）
2020年6月～	運営主体

発起人

(食品接触材料管理制度に関する官民連携推進の会*)

- 旭化成株式会社 品質保証部 部長 理事 中尾 卓
- 昭和電工株式会社 石油化学事業部 総務人事部マネージャー 松本喜彦
- 住友化学株式会社 レスポンシブルケア部化学品管理担当部長 中村洋介
- 三井化学株式会社 RC・品質保証部長 松江香織
- 三菱ケミカル株式会社 化学品管理部長 内田康一

- ポリオレフィン等衛生協議会専務理事 重倉光彦
- 塩ビ食品衛生協議会常務理事 石動正和
- 塩化ビニリデン衛生協議会専務理事 渡邊寿弥
- 一般財団法人 化学研究評価機構理事長兼専務理事 西出徹雄

(*)食品接触材料管理制度に関する官民連携推進の会は、関連の企業や団体メンバーからなる、準備委員会が設立されるまでの作業を担当する任意の集まりであり、準備委員会活動への協力、参加を募るものである。その作業は、準備委員会が設立されると同事務局に引き継がれる。

ご賛同各社 (順不同 発起人除く)

30社

(4/24現在)

食品接触材料管理制度推進に向けた 準備委員会

- 2018年6月13日、食品用器具・容器包装に関するポジティブリスト(PL)制度化を含む改正食品衛生法が公布された。2020年6月の施行に向けて同制度の詳細な検討が急ピッチで進められている。
- プラスチック製食品用器具・容器包装の衛生管理を目的としたPL制度は、これまでも3衛生協議会(ポリオレフィン等衛生協議会、塩ビ食品衛生協議会、塩化ビニリデン衛生協議会)ほかで自主的に取り組んできた。今般導入される法に基づくPL制度は、より多様な樹脂、添加剤、形態・効能など、これまでの各衛生協議会ほかが取扱ってきた対象範囲を大きく超えており、より広い範囲の食品接触材料の関係業界、サプライチェーン全体で対応すべき問題であると考える。

食品接触材料管理制度推進に向けた 準備委員会

- そのためには、官民が連携して新たな衛生管理の仕組みを作り、新たな法制度に適切かつ効率的に対応できる横通しの組織が必要であると考えます。実際、今般の法制化の検討過程においては、第三者機関の設置が検討されてきた経緯もあります。
- そこで、このような体制の構築を具体化するために、厚生労働省、経済産業省のご理解も得て、「食品接触材料管理制度推進に向けた準備委員会」の設置を提案する事となった。

食品接触材料管理制度推進に向けた 準備委員会

準備委員会は、食品接触材料管理制度の推進に向け以下の事項を検討する。

①運営主体が担うべき事業内容、実施方法：

対象範囲、登録申請の支援、製品の試験・検査・測定、証明・認証、
海外対応、情報発信、教育指導、関係機関との連携方法等

②運営主体のリソースの調達方法

③運営主体を担うべき人材の育成計画：

国際的に対応可能な、食品接触材料にかかわる安全性専門家の育成計画

④運営主体設立までに必要な各種調査事業の実施

「運営主体」の目的（案）

- 「運営主体」は、食品接触材料関連のサプライチェーンにおける現在の事業活動が、改正食品衛生法施行に対応して円滑に継続できるよう、関係する企業および団体の束ね役を担い、政府機関との調整を行う。
- また、政府機関と、企業および団体間の双方向の窓口機能を担い、官民連携して食品接触材料管理の円滑で効率的な運用を推進する。

準備委員会の活動趣旨

- 上記目的を達成するために準備委員会を組織し、法施行までに「運営主体」を立ち上げる。

準備委員会 組織図

厚生労働省
経済産業省



準備委員会

総務WG

技術WG

標準化WG

事務局
(JCII)

リーダー会
各WG、SWGのリーダー等

食品接触材料関係企業・協会

検討WGの検討事項（案）

組織名	テーマ	検討項目
総務WG	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・その他運営事項 ・関係業協会対応 ・国内外政府対応 ・広報 ・教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営主体が担う事業内容、実施方法、守秘義務、秘密保持契約 ・3衛協、その他関係団体との関係、調整、等 ・個社対応窓口業務 ・厚労省、経産省との連携 ・運営主体を担う人材の育成計画、等
技術WG	<ul style="list-style-type: none"> ・国PL関連技術課題 ・厚労省対応 ・食品安全委員会対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・国PL施行に向けた技術課題への対応 ・厚労省、食品安全委員会との技術課題対応 ・新規物質登録支援、相談、同等性評価 ・輸入品対応、海外メーカー登録対応 ・輸出品対応、等
標準化WG	<ul style="list-style-type: none"> ・確認証明書 ・試験・測定法 ・適正製造規範(GMP) ・ITシステム化 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合性確認、発給の仕組みづくり ・試験法等の規格化、標準化 ・GMPの普及 ・各種ガイドライン等の作成

WGからのコメント

- **総務WG** (①5月31日、②6月21日、③7月12日)
三菱ケミカル(株)化学品管理部長 内田康一
- **技術WG** (①5月31日、②6月14日、③7月4日)
住友化学(株)レスポンシブルケア部
化学品管理担当部長 中村洋介
- **標準化WG** (①5月31日、②6月12日、③7月10日)
三井化学(株)RC・品質保証部化学品安全センター
安全性評価GL 長友昭憲

総務WGの活動状況報告

食品接触材料管理制度推進
に向けた準備委員会

1. 総務WG会合日程

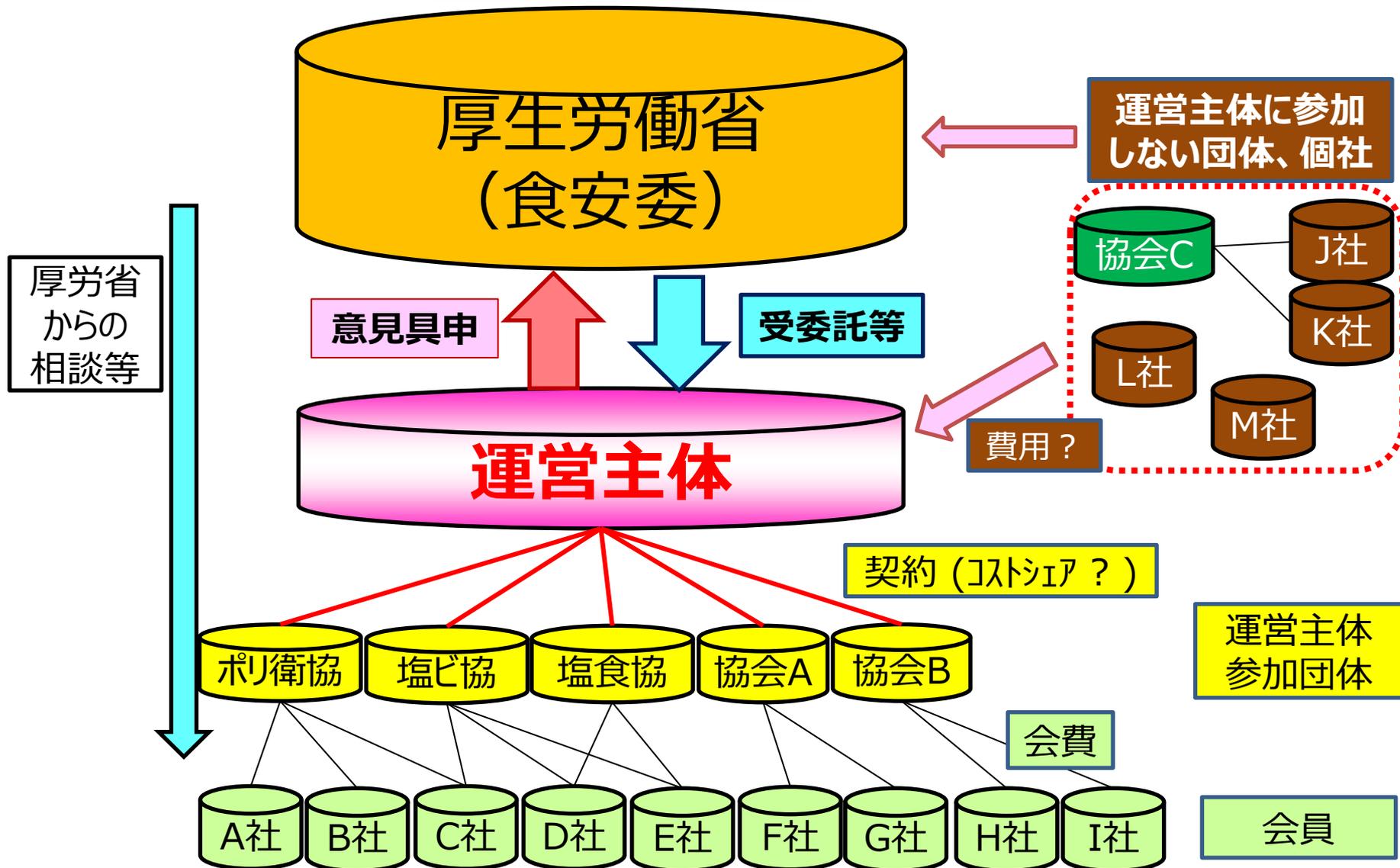
第1回	2019/5/31	出席者11名	検討課題
第2回	2019/6/21	出席者15名	運営主体の位置付け、等
第3回	2019/7/12 (予定)		運営主体の機能、運営、等

2. 総務WGにおける検討項目

- 運営主体の事業内容、組織
- 運営主体の運営（会則、予算、等）
- 関係団体・協会対応（連携、調整、等）
- 個社問合せ等対応
- 国内外政府対応
- 広報、情報発信
- 教育、人材育成
- その他

官民連携による「運営主体」の位置付け (案)

基本的な体制 (施行時点)



技術WGの活動状況報告

食品接触材料管理制度推進
に向けた準備委員会

1. 技術WG会合日程

第1回 2019/5/31 出席者20名 意見交換

第2回 2019/6/14 出席者15名 第1回の課題整理

第3回 2019/7/ 4 予定 第1回、第2回の課題個別検討

2. 技術WGの範囲と活動内容

1) 厚労省が望むことへの対応

実態把握が極めて難しい、情報収集・相談等の相手先が多い、3衛協以外の範囲は相手先もみえない

2) 準備委員会（運営主体）の強みを活かした枠組み作り

行政との交渉が可能（個社では難しい場合や行政との調和）
業界の総意として行動できる（隙間も埋められる）

3) 施行前までと施行後で分けた優先度に応じた対応

①既存リスト、②新規登録、③相談窓口、④人材確保・育成

3. 直近の課題整理

既存PLの課題抽出、不明確箇所の厚労省との意見交換

技術WGの課題整理表

食品接触材料管理制度推進
に向けた準備委員会

	～2020.5	2020.6～	備考
	告示まで	告示後	
既存リスト対応 (優先度高)	<p>行政の意向と矛盾しない解釈判断 (相談窓口、対応一本化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PL案への意見具申(直近) ・法規制の理解と曖昧領域の抽出 同等性評価 CAS番号と収載範囲の定義 中間層の非意図的溶出物 樹脂のカテゴリー ・試験要求基準の意見交換 溶出シミュレーションについて QSARについて ・行政の主旨を踏まえた提案 ・懸念案件は猶予期間の調整等 	<p>行政－企業との調整 (相談窓口、対応一本化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未解決課題の意見交換、提案等 ・試験要求における相談、コンソーシアム事務局等 	
新規登録対応	新規登録における 課題抽出 、 対応策検討	新規ポリマー、添加剤申請の前捌き (優先度中)	
ユーザー対応	相談窓口機能 (海外問い合わせ対応)	←継続	
人材育成等	必要な人材(育成方法)検討	人材確保、育成(優先度中)	

標準化WGの活動状況報告

食品接触材料管理制度推進
に向けた準備委員会

WGでの議論内容

- ◆第1回 2019/5/31 出席者21名
 - ・討議案件の確認と優先順位
案件：確認証明書、GMP、評価技術
最優先：確認証明書（情報伝達の仕組み）

- ◆第2回 2019/6/12 出席者21名
 - ・確認証明書制度とは・・・メンバー間で共有
 - ・情報伝達の仕組みをどうするか（意見出し）

- ◆第3回 2019/7/10 予定
 - ・情報伝達の仕組みをどうするか
 - ・スケジュール
（法施行時のあるべき姿→施行後に導入するもの）

運営主体設立に係る関連スケジュール

年	スケジュール
2018	<p>食品安全委員会器具・容器包装専門調査会(食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針(案))[12月14日]</p> <p>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会(器具・容器包装のポジティブリスト(PL)制度)[12月20日]</p> <p>[12月27日] 食品接触材料管理制度に関する官民連携推進の会初会合(食品接触材料管理制度推進に向けた準備委員会設置趣意書(案)の議論)</p>

運営主体設立に係る関連スケジュール

年	スケジュール
2019	<p>[1月] 運営主体の定款(案)及び会則(案)作成</p> <p>[2月26日] 食品接触材料管理制度に関する官民連携推進の会第2回会合(運営主体の定款(案)及び会則(案)の議論、食品接触材料管理制度推進に向けた準備委員会設置趣意書の完成)</p> <p>[3月] 食品接触材料管理制度推進に向けた準備委員会設置趣意書の送付</p> <p>[3～4月] WG構成メンバー案の取りまとめと調整</p> <p>[3～4月] 既存組織との調整</p> <p>[4月26日] 趣意書賛同企業向け説明会開催(於 印刷けんぽ7F会議室)</p> <p>[4月] WG構成メンバーの確定</p> <p>食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針公表[4～5月]</p>

運営主体設立に係る関連スケジュール

年	スケジュール
2019	<p>[5月31日] 食品接触材料管理制度に関する官民連携推進の会第3回会合、準備委員会初会合(運営主体の定款(案)及び会則(案)の議論)、WG初会合(主力事業、人材育成、調査事業の内容説明)(ここで食品接触材料管理制度に関する官民連携推進の会は解散し、準備委員会事務局に引き継がれる)</p> <p>[5月] 運営主体事業内容(案)の官庁・業界関連組織への説明</p> <p>PL制度 WTO/TBT、WTO/SPS通報、パブリックコメント募集[7月]</p> <p>[6～7月] WG第2回会合(主力事業、人材育成、調査事業案の議論)</p> <p>[7月1～2日] 運営主体事業内容(案)の一般向け説明会(東京)</p>

運営主体設立に係る関連スケジュール(案)

年	スケジュール(一部予想を含む)
2019	[7月25日]第2回準備委員会 2020年度概算要求[8月] [8~9月] WG第3回会合(主力事業、人材育成、調査事業案の取りまとめ) [10月] WG取りまとめの準備委員会への報告 [10月] 運営主体事業内容(案)の官庁・業界関連組織への説明 [11月] 運営主体事業内容(案)の一般向け説明会(東京、関西) PL制度公示[12月]

運営主体設立に係る関連スケジュール(案)

年	スケジュール(一部予想を含む)
2020	[3月] 準備委員会第2回会合(運営主体の定款及び会則、主力事業などの決定) [5月] 運営主体設立、初会合(ここで準備委員会は解散) PL制度施行[6月] [6月] 運営主体主力事業スタート

運営主体の中長期計画における主な開始事業(案)

年度	中長期計画(案)における主な開始事業
2019	(準備委員会における検討作業)
2020	(運営主体の設立、主要事業の開始、PL関連)
2021	(事業の拡大、確認証明書関連)
2022	(事業の拡大、その他)、この段階で主な事業が一通り整備される
2023	(事業の中間評価と調整)
2024	(運営主体の自立)
2025～	2024年の内容を基本に適宜調整

問い合わせ先

食品接触材料管理制度推進に向けた
準備委員会事務局 石動正和

→ info@jhpa.jp